

## 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する休業協力金（豊橋市独自分）に関するよくあるご質問と回答

### <支給対象について>

#### ●誰がこの協力金を受け取れるのですか？

→愛知県新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する休業協力金の交付対象事業者で、令和2年5月1日（金）から令和2年5月6日（水）までの全体的な日を休業とした事業者が対象です。

#### ●対象の事業者は絶対に休業しなくては行けないのか。

→感染防止対策に配慮していただいた上で、営業を継続することについては問題ありません。その場合、協力金は受け取れません。

#### ●愛知県理美容組合に加盟している事業者でも、未加盟の事業者でも受け取れるのですか？

→加盟、未加盟関係なく受け取れます。

#### ●一人の事業者が複数の美容所を営んでいる場合、受け取れる額はどのようになるのか。

→店舗毎ではなく、事業者（経営者）毎に、5万円です。

#### ●営業時間の短縮や期間中に部分的に休業する場合は対象になりますか。

→なりません。全期間休業することが必要です。

#### ●愛知県新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する休業協力金（20万円）を受け取る事業者が、豊橋市独自の協力金（5万円）も受け取ることができますか。

→重複して受け取ることはできません。

#### ●申請の窓口及び申請方法はどのようになりますか？

→現在検討中です。調整の上、お知らせいたします。

#### ●申請開始時期はいつになりますか？

→現在検討中です。調整の上、お知らせいたします。